三四六　周波数割当計画の一部を変更する件　二六　212　七八
三四七　第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件　二六　212　七八
三四八　第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件　二六　212　七八
三四九　政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件　二六　212　八二
三五〇　政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件　二六　212　八三
三五一　政党助成法の規定による政党の支部の解散等に係る支部政党交付金の使途等に関する支部報告書の提出があったので要旨を公表する件　二六　214　一
三五二　周波数割当計画の一部を変更する件　二六　214　六四
三五三　統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件　二九　215　四
三五四　共同募金会が募集する寄附金を寄附金税額控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件　三〇　三
○総務省、財務省
一　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第九条の二第二項の規定に基づき、同項に規定する総務大臣及び財務大臣が定める規定を定める件の一部を改正する件　一九　208　二三
○政治資金適正化委員会
五九　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　九　二
六〇　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一一　二
六一　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二六　三
六二　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件　二九　三
六三　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二六　三
六四　〃　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二九　三
○法務省
三八一　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　二
三八二　日本国に帰化を許可する件　一　二
三八三　〃　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　二　二
三八四　〃　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　三　二
三八五　日本国に帰化を許可する件　四　一
三八六　〃　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　五　一
三八七　〃　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　八　一
三八八　除籍が滅失した件　一〇　一
三八九　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一〇　四
三九〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　一
三九一　日本国に帰化を許可する件　一一　一
三九二　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二
三九三　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二
三九四　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二
三九五　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二
三九六　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二
三九七　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二
三九八　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一六　二
三九九　〃　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一六　二
四〇〇　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一七　二
四〇一　日本国に帰化を許可する件　一七　二
四〇二　〃　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　一八　二
四〇三　―　除籍の一部が滅失した件　一九　二
四〇四　原戸籍の一部が滅失した件　二二　二
四〇五　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　二四　二